

北しりべし廃棄物処理広域連合告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び北しりべし廃棄物処理広域連合契約規則（平成14年北しりべし廃棄物処理広域連合規則第28号）第2条の規定に基づき、条件付き一般競争入札（事後審査型）（以下「入札」という。）について次のとおり公告します。

令和5年1月5日

北しりべし廃棄物処理広域連合長 迫 俊 哉

第1 入札に付する事項

(1) 件 名 北しりべし広域クリーンセンター非バイオマス分余剰電力売却

(2) 売却予定電力量 1,659,000kWh（非バイオマス分）

ただし、売払予定量は、履行期間内の売払量を保証するものではない。

(3) 電力の特質等 余剰電力売却仕様書のとおり

(4) 供給期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 供給場所 余剰電力売却仕様書のとおり

(6) 入札方法

① 入札書には、推定総金額及びその算出基礎となる区分別予定電力量に応じた単価を記載するものとし、当該事項が記載されていない入札は無効とする。なお、算出基礎となる単価には1円未満の端数を含むことができるが小数点第2位までとすること。

② 入札は、推定総金額により行う。ただし、契約は単価によるものとする。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(7) その他

本手続きは令和5年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生ずる事業であるので、令和5年2月10日開催予定の広域連合議会において当初予算が否決されたまたは本件予算が削除された場合は、契約を締結しない。

第2 入札参加資格について

入札参加者は、次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1) 小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町又は赤井川村（以下「関係市町村」という。）のいずれかの入札参加資格登録者名簿に登録されている者であること。

(2) 関係市町村から指名停止を受けていないこと。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録されている者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。

① 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更正手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正計画認可の決定がされていない者

② 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に

基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者

- (5) 過去2年間に国又は地方公共団体を相手として、当該入札に付する契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

第3 入札（開札）の日時及び場所等

- (1) 日 時 令和5年2月13日（月）16時
(2) 場 所 北しりべし廃棄物処理広域連合事務局 1階会議室
(3) 立会人 本入札事務に関係ない職員を立会人とする。
(4) 開札の傍聴 希望者は傍聴できる。

なお、傍聴しようとする者は、入札執行者の指示に従うこと。

入札会場にあっては、入札の執行を妨げる行為をしてはならない。入札会場の都合により、傍聴人の数を制限することがある。

第4 予定価格 公表しない。

第5 入札保証金 免除する。

第6 入札参加資格申請

この入札に参加を希望する者は、第2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ① 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
② 許可・認可等調書（様式第2号）
第2(3)の許可等の状況を記載すること。
③ 業務履行実績調書（様式第3号）
第2(5)の確認資料として、過去2年間の主な実績等を記載すること。

(2) 提出方法

入札書とともに提出期限まで郵送すること。

第7 仕様書等への質問等

入札参加者は、仕様書等に疑義が生じたときは、質問書（様式第4号）をダウンロードして作成し、FAXで質問することができる。

- (1) 送信先 北しりべし廃棄物処理広域連合事務局 電 話 0134-28-3753
F A X 0134-28-2177

- (2) 質問締切日 令和5年1月27日（金） 17時

- (3) 回答方法 令和5年2月 3日（金）までに、随時、FAX又は電子メールで回答する。

第8 入札書等の郵送方法等

(1) 封筒の作成

封筒の表紙をダウンロード印刷し、「長形3号」の封筒にのり付けする。（封筒の表紙には、宛

先・配達指定日・件名は記載済)

(2) 郵送する書類等 (いずれも、広域連合ホームページよりダウンロードのうえ作成)

① 入札書 (様式第5号)

② 第6(1)の提出書類

(3) 配達日の指定

書類は、入札 (開札) 日の16時までには到着するよう配達日を指定すること。

(4) 郵便の送付先

小樽市桃内2丁目111番地2 北しりべし廃棄物処理広域連合事務局総務担当まで

(5) 作成済の封筒に、必要事項を記載した(2)の書類等を入れて封をし、配達指定郵便で、かつ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵便局窓口から郵便の送付先あてに郵送 (発送) すること。

第9 入札無効についての事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 本公告第6(1)に掲げる書類等が同封されていない入札

(2) 入札書等を指定の期限までに、指定の方法により発送しなかった入札

(3) 入札書等が指定の期日に到達しなかった入札

(4) 封筒に件名又は差出人が記載されていない入札

(5) 封筒に記載の件名又は差出人と同封された入札書の件名若しくは入札者が相違する入札

(6) 記名押印を欠く入札

(7) 金額を訂正した入札

(8) 虚偽の申請書類等を提出した入札

(9) 誤字、脱字等により意思表示が不明りょうである入札

(10) 訂正が容易な筆記用具で記載された入札書を提出した入札

(11) 同一人が複数の入札書を提出した入札

(12) 明らかに連合によると認められる入札

(13) 本公告第2に掲げる入札参加資格を有しない者のした入札

(14) その他入札に関する条件に違反した入札

(15) 前各号に掲げるもののほか、入札執行者において無効と認めた入札

第10 最高価格入札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、入札書記載の推定総金額が最高の価格をもって有効な入札をした者を最高価格入札者とする。

なお、最高価格入札者となる同価格の入札をした者が複数の場合は、あらためて当該入札者によるくじ引きで最高価格入札者を決定するものとし、速やかにくじ引きの日時・場所を通知するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

第11 入札参加資格要件の確認及び落札者の決定

資格確認は入札 (開札) 会場において実施する。

- (1) 参加資格要件の確認は、最高価格入札者を決定した後、直ちに入札（開札）会場においてその者の資格の有無を確認するものとする。
- (2) 確認の結果、当該最高価格入札者に資格がないと認めるときは、次順位の者を、また、その者にも資格がないと認めるときは、第3位と順に資格確認を行うものとする。
なお、次順位の者が複数の場合は、当該入札者によるくじ引きで最高価格入札者を決定するものとする。
- (3) 資格確認の結果、資格があると認めるときは、その者を落札者として決定するものとする。
ただし、最高価格入札者となる同価格の入札をした者が複数の場合又は入札執行者が入札（開札）会場において資格確認を完了することが困難と認めるときは、落札者の決定を保留し、入札を終了するものとする。
- (4) 資格確認を行う者以外の入札参加者については、資格確認は行わないものとする。

第12 確認結果

- (1) 資格確認の結果、落札者を決定したときは、当該落札者に対し、電話により連絡する。
- (2) 資格確認の結果、入札参加資格がないとした最高価格入札者に対し、その旨を書面により通知する。

第13 入札結果の公表

- (1) 本公告第11(3)により落札者を決定したとき
入札（開札）終了後、速やかに広域連合事務局内で掲示するとともに広域連合ホームページにおいて公表する。なお、広域連合ホームページにおける公表は、翌日以降になる場合がある。
- (2) 本公告第11(3)ただし書きにより落札者の決定を保留したとき
入札（開札）終了後、速やかに落札者の決定を保留した旨を(1)における場で公表し、落札者が決定次第あらためて公表する。

第14 契約について

- (1) 契約書の配付 落札者が決定した後日に広域連合事務局より配付する。
落札者は契約書に記名押印し、落札後7日以内に広域連合事務局まで、これを提出しなければならない。
- (2) 契約保証金 免除する。
- (3) 契約書案等示す場所 広域連合事務局
- (4) 託送供給契約 売却電力の供給のために別途落札者と一般送配電事業者の託送供給契約が必要となる場合は、供給開始に間に合うよう、落札者の負担で一般送配電事業者と託送供給契約を遅滞なく締結すること。

第15 注意事項

- (1) やむを得ない事情により、当該入札を延期し、中止し、又は取り消す場合がある。
- (2) 入札執行に当たって、入札者がいない場合又は入札参加資格要件の確認の結果、入札参加資格がある者がいない場合は、入札を中止し、又は取り消すこととする。
- (3) (1)又は(2)により、入札を延期し、中止し、又は取り消した場合でも、申請書及び資料等の作

成費用等は申請者の負担とする。

- (4) 落札価格は、入札書に記載された単価に100分の10に相当する額を加算した金額とする。
- (5) 契約金額は、落札価格とする。
- (6) 電気料金の支払いは、毎月後払いとし、詳細は余剰電力売却仕様書によるものとする。
- (7) 入札参加者は、北しりべし廃棄物処理広域連合契約規則、北しりべし廃棄物処理広域連合条件付き一般競争入札（事後審査型）実施要綱その他関係法令等の規定を承知すること。
- (8) 公告文、様式は、北しりべし廃棄物処理広域連合のホームページに掲載しているので確認すること。

<http://www.kitasiribesi-kouikirengo.jp/>

トップ > 更新情報又はお知らせ > 入札情報 > 入札公告のお知らせ

第16 その他

- (1) 申請書類等に記載された事項は、提出者に無断で使用することはしない。
- (2) 売却した電力は主として北海道内で営む一般電気事業又は特定規模電気事業の用に供する電力として使用に努めること。

第17 問い合わせ先

〒048-2673 小樽市桃内2丁目111番地2

北しりべし廃棄物処理広域連合事務局 総務担当

電話 0134-28-3753 FAX 0134-28-2177

E-mail info@kitasiribesi-kouikirengo.jp